年度分　市民税・県民税収支内訳書

営業等所得・不動産所得がある方は申告書に添付して提出してください。

住　所	金沢市	業　種	
氏　名		電話番号	

【営業等所得・不動産所得及び必要経費の説明】

①	売上(収入)金額	代金の未収入分、雑収入、リベート、自家消費した商品も含みます。
②	期首たな卸高	前年1月1日現在の商品（製品）
③	仕入金額	商品（製品）原材料の仕入金額、代金未払分も含みます。
④	期末たな卸高	前年12月31日現在の商品（製品）
⑥	租税公課	事業税、自動車税、組合費、商工会費など（所得税、住民税は含まれません。）
⑦	荷造運賃	販売商品（製品）の運送費用
⑧	水道光熱費	事業用として使用した水道、電気、ガス、その他
⑨	旅費交通費	販売、集金など商用のための交通費、宿泊料など
	通信費	事業用として使用した電話料、はがき代など
⑩	広告宣伝費	新聞おり込み、タオル、カレンダー、福引券などの費用
⑪	接待交際費	事業用に使った飲食、事業のための中元、歳暮など
⑫	損害保険料	事業用資産の火災保険料、事業用の自動車保険料など
⑬	修繕費	事業用の建物、自動車、機械などの修理代
⑭	消耗品費	事務用品、包装紙、事業用の自動車油代など
⑮	減価償却費	事業用の建物、自動車、機械などの償却
⑯	福利厚生費	従業員の慰安、保健、衛生などに支払った費用
⑰	雑費	事業上の費用で上記経費科目以外の経費
⑲	雇人費	従業員の給料、賃金、手当、賞与など
⑳	地代家賃	事業用の土地、建物を借用した地代、家賃
㉑	借入金利子	事業のための借入金の利子や手形割引料
㉓	専従者控除額	生計を一にする親族でもっぱら事業に従事している場合 ※申告書裏面１１に記入欄があります。

【営業等所得の計算】

売上（収入）金額（雑収入・自家消費も含みます）		①	円
売上原価	期首たな卸高	②	
	仕入金額	③	
	期末たな卸高	④	
	小計（②＋③－④）	⑤	
必要経費（事業に要した金額を記入してください。）	租税公課	⑥	
	荷造運賃	⑦	
	水道光熱費	⑧	
	旅費通信費	⑨	
	広告宣伝費	⑩	
	接待交際費	⑪	
	損害保険料	⑫	
	修繕費	⑬	
	消耗品費	⑭	
	減価償却費	⑮	
	福利厚生費	⑯	
	雑費	⑰	
	小計（⑥から⑰）	⑱	
	標準外経費　雇人費	⑲	
	標準外経費　地代家賃	⑳	
	標準外経費　借入金利子	㉑	
	合計（⑤＋⑱＋⑲＋⑳＋㉑）	㉒	
専従者控除額		㉓	
所得金額（①－㉒－㉓）		㉔	

【不動産所得の計算】

前年中に不動産の貸付けによる収入があった方は、右欄に記入してください。

家賃収入 地代収入	前年中に収入することの確定した金額を記入してください。
権利金	貸付けによる資産の引渡しを要するものはその引渡しの日、引渡しを要しないものは、その契約の効力発生の日で収入金額に計上してください。

	物件所在地	借受人氏名・名称	種目	賃貸契約期間	金額
収入金額				自　年　月 至　・　・	円
				自　・　・ 至　・　・	
				自　・　・ 至　・　・	
	計　①				

必要経費	租税公課	円
	損害保険料	
	修繕費	
	雇人（管理人）費	
	借入金利子	
	減価償却費	
	雑費	
	計　②	
所得金額（①－②）		

申告書のウ欄に転記

申告書の③欄に転記

【減価償却費の内訳】・・・詳細は裏面にあります。

償却資産	取得年月	㋑取得価額	㋑×０．９（※）	耐用年数	償却率	使用割合	減価償却費
	年　月 ・	円	円	年	O.	月/12	円
	年　月 ・				O.	月/12	

※平成１９年４月１日以後に取得した減価償却資産については、この欄は記入しません。

減価償却費

建物、機械、自動車などの減価償却資産を取得するために支払った費用（取得価額）は、そのまま必要経費となるのではなく、これらの資産の種類、構造、用途などの別に耐用年数を基として計算した減価償却費だけが、その年の必要経費になります。

なお、使用可能期間が１年未満であるものや、取得価額が１０万円未満であるものについては、上記によることなく取得価格全額をその年の必要経費に算入します。

・平成１９年３月３１日以前に取得した減価償却資産

$$\text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \frac{\text{事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$$

・平成１９年４月１日以後に取得した減価償却資産

$$\text{取得価額} \times \text{償却率} \times \frac{\text{事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$$

（ 償却率は耐用年数により求めます。）

主な資産の耐用年数と償却率（定額法）

資産の種類			耐用年数	償却率
建物	木造又は	事務所用	24	0.042
		店舗用 住宅用	22	0.046
	合成樹脂造	飲食店用	20	0.050
		工場用 倉庫用	15	0.066 (0.067)
	金属造のもの　肉厚が４㎜超	事務所用	38	0.027
		店舗用 住宅用	34	0.030
	金属造のもの　肉厚が３㎜超４㎜以下	事務所用	30	0.034
		店舗用 住宅用	27	0.037 (0.038)
車両・運搬具	２輪・３輪自動車		3	0.333 (0.334)
	小型車（660cc以下のもの）		4	0.250
	普通自動車		6	0.166 1.000
	貨物自動車（ダンプ式のもの）		4	0.250
	〃　（その他のもの）		5	0.200
	自転車		2	0.500
器具・備品	事務机、事務いす及びｷｬﾋﾞﾈｯﾄ　主として金属製のもの		15	0.066 (0.067)
	その他のもの		8	0.125
	応接セット　接客業用のもの		5	0.200
	その他のもの		8	0.125
	陳列だな及び陳列ケース　冷凍機付き又は冷蔵機付きのもの		6	0.166 (0.167)
	その他のもの		8	0.125

資産の種類		耐用年数	償却率
器具・備品	その他の家具　接客業用のもの	5	0.200
	カーテン、座布団、寝具、丹前、その他これらに類する繊維製品	3	0.333 (0.334)
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他音響機器	5	0.200
	冷房用・暖房用機器	6	0.166 (0.167)
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6	0.166 (0.167)
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5	0.200
	その他の事務機器	5	0.200
	テレタイプライター及びファクシミリ	5	0.200
	インターホン及び放送用設備	6	0.166 (0.167)
	電話設備その他の通信機器デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6	0.166 (0.167)

（　　）…平成１９年４月１日以後に取得した減価償却資産の償却率